



令和4年度年度事業計画

神を愛し 人を愛し 土を愛す

社会福祉法人 三愛学園

児童養護施設 さんあい

一時保護所 オリーブ（男・女）

自立援助ホーム 三愛子ひつじ寮

コロナ禍3年目を迎えてしまいました。法人全体として慎重な感染対策を続けてきましたがオミクロン株の出現により、2月下旬さんあいでも感染者が確認され、あっという間にクラスター感染状態になってしまいました。その後、職員の献身的な働きと子どもたちの協力と忍耐力で危機的状況を切り抜けることができました。感染拡大の真只中で、罹患したある高校生の何気ない言葉に理事長として救われる思いでした。それは、「僕もようやくみんなと同じになった」という一言でした。彼のクラスメイトにも罹患した子が何人かいて自宅待機になり心配していたのだと推察しました。そして彼の言葉の底には、友人たちに対する優しさが流れているように感じました。どのような状況下でも、他の人に対する優しさを忘れないことはとても尊いことです。施設内がクラスター感染状態になり、それから回復するまでには職員と子どもたちに大きな痛みや負担を強いることになりました。2週間近くトイレや入浴以外は自室で過ごすことになった子どもたち、突然の勤務変更の対応や超過勤務、また家庭内感染を避けるために家族から離れて勤務をしなければならなかった職員たちの負担は大きかったと思います。しかし、みなさん優しさを忘れずによく頑張ってくれました。この状況の中で私は聖書の言葉を思い起こしていました。「神は、あらゆる困難に際して私たちを慰めてくださるので、わたしたちも神からいただくこの慰めによって、あらゆる困難な中にある人を慰めることができます。」今回のような苦難はできれば経験したくありませんが、この経験を通して強められ成長し、今後同じ状況に陥っている人や施設を励ましていくことができます。職員や子どもたちが示してくれた優しさを忘れずに、新年度を歩みたいと心を新たにしています。

新年度の計画の主な柱としては、県全体の一時保護児童受け入れのニーズに答えるために定員6名の男の子用の一時保護所(男の子オリーブ)を増設して運営していきます。また職員の負担を軽減しつつ養育の質を高めるために、1ホーム職員4名体制にいたしました。子どもの権利擁護の促進として、施設内虐待の根絶と子どもの参加する権利擁護を促進する具体的な取り組みをおこないます。自立援助ホームに於いては、パート職員等を配置して職員負担軽減と支援の重層化を図ります。国の方針を見据えながら、児童養護施設の多機能化や高機能化に挑戦していきます。そのために職員の確保、育成、そして定着に注力してゆきます。最後にコロナ禍で2年連続中止してきた創立記念祭(さんあい祭り)は、状況が許す限り、感染防止の工夫や規模を縮小してでも、なんとか実施したいと考えています。

高瀬一使徒

長期指針

- 1、「児童憲章」「児童福祉法」及び「三愛学園」の理念に基づいて、児童養護施設・さんあいの養護要綱に示される養護を実践し、その内容を充実発展させる。
- 2、全国児童養護施設長研究協議会で示されている方針より、特に以下の事項に焦点を当てて取り組む。
 - 被措置児童等虐待の根絶のための取り組みを強化する。
 - 職員の確保・育成・定着を図る。
- 3、「法人7か年計画」に基づき事業を展開してゆく。
- 4、法人全体として次世代リーダーたちの育成と移行を進める。
- 5、「新しい養育ビジョン」の動向を把握し、必要に応じて臨機応変に対応してゆく。

令和4年度事業計画骨子

- 1、法人7か年計画に沿って事業を実施する。
- 2、職員の確保・育成・定着に注力する。
- 3、各事業所の連携を密にし、相互支援体制を強化する。
- 4、施設内虐待防止と子どもの権利擁護推進に注力する。
- 5、地域小規模等の分園開設や児童家庭センターの設置等の調査を行う。
- 6、役員会等の実施。
 - 評議委員会（6月、その他必要のあるとき）
 - 理事会（6月、3月、その他必要のあるとき）
 - 選任解任委員会（必要のあるとき）
 - 苦情解決第三者委員会（年2回）

令和4年度事業計画

児童定員及び職員数

児童養護施設さんあい

- ・児童定員 36名
- ・職員数 常勤36名 非常勤1名

施設長、施設長補佐、事務長、統括主任、主任、ホームリーダー、ケアワーカー、看護師、臨床心理士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、自立支援員、栄養士、事務

一時保護所 女の子オリーブ

- ・児童定員 6名
- ・職員数 常勤3名 パート2名
ホームリーダー、ケアワーカー

一時保護所 男の子オリーブ

- ・児童定員 6名
- ・職員数 常勤3名
ホームリーダー、ケアワーカー

自立援助ホーム 三愛子ひつじ寮

- ・児童定員 9名
- ・職員数 常勤4名 パート1名
管理者、児童指導員

令和4年度 児童養護施設さんあい 重点目標

①「子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求」の取り組み

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 挨拶、ありがとう、ごめんなさいを言い合う文化の醸成の強化（思いやりのある子どもの第一歩として）
- 「子どもたちが愛されている/大切にされている」と思えるケアワークの実践
- 目的を明確にしたグループワークや個別外出による児童の自己肯定感の向上
- 児童間の言葉づかいの取り組み等で児童間虐待の防止強化
- スーパーバイザーによる研修や振り返りを通して施設内虐待防止と根絶への取り組み
- 子どもの権利擁護の促進（子ども会議等で意見表明の機会拡充、様々なルールの見直し、部屋会議の標準化、一時保護児童への学習や外出、情報へのアクセス等の取り組み）
- 療育支援の強化等、高機能化へのステップアップを行う。
- 卒園児へのフォローアップ強化

②「職員にとって最善の職場環境の追求」の取り組み

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 職員確保と定着の強化（特定養成校との連携強化、実習生のケアと1、2年目職員のケアの充実
- スーパーバイザーによる研修や振り返りを通して施設内虐待防止の根絶への取り組み
- 各ホーム4名体制やパート職や非常勤職員の活用等による職員の負荷の軽減
- 施設負担によるレクリエーションや旅行を拡充し職員のメンタルヘルス対応を強化
- リフレッシュ休暇の拡充及び年休取得率の向上（連続5日間の希望休制度導入等）
- やりがいを感じる職場づくり（励まし合う文化の醸成、成長が実感できる研修の充実）

③ 地域・国内・世界の社会的擁護の必要な子どもたちへの貢献

- 創設記念祭としてコロナ禍でも実施可能となるイベントの実施
- 自立援助ホームとの連携と支援
- 国内の被災地等への義援金支援の継続とタイの児童養護施設支援と交流の継続

④「さらに多くの子どもたちに貢献する法人基盤の強化」の取り組み

- 民間及び公的助成金・補助金等の積極的な申請・活用による支出の抑制
- 支援者への丁寧な対応とフォローアップの強化
- ITやネットワークを活用した一般寄付金の拡大

令和4年度 一時保護所「オリーブ」 重点目標

① 「子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求」への取り組み

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 年齢に合わせた学習サポートの充実
- 男児用ホーム開設に伴う生活用品、学用品、玩具等の補充
- 男児用ホームの開設による兄妹の受け入れ
- 本園との連携によるグループワークや生教育などへの参加
- 行動観察業務の質の向上

② 「職員にとっての最善の職場環境の追求」への取り組み

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 研修機会の拡充と先駆的な取り組みをしている他施設への視察
- 新設の男児ホームとの連携により緊急対応のためのバックアップ体制の強化

③ 地域・国内への貢献

- 増加を続ける県下の要一時保護児童の受け皿として男児用のホームの開設と受け入れ
- 近隣児童の積極的受入れ
- 県内民間一時保護所との情報共有の促進

令和4年度 自立援助ホーム「三愛子ひつじ寮」 重点目標

① 法人理念を確認し、子ひつじ寮の自立支援を実践する

- 法人理念や養育目標を基盤としてチームとして意識の統一
- 意識統一やマニュアル等の整備による自立支援体制の構築と定員9名までの受け入れ態勢の確立
- 実習生の受け入れとボランティアの受け入れの検討

② 利用者の最善の利益の追求

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 安心・安全な生活の場の確立するためにパート職等の活用による、より複眼的な支援を行う
- 可能な限り入所依頼や一時保護依頼に応える
- 利用者との対話により信頼関係構築に努める
- 利用者同士の関係性に配慮し、良好な関係構築の仲介者役を担う
- 利用者の自立に対する意識づけを行う
- 本園で実施する研修の機会を用いて、自立支援に関する職員の知識と技術の向上
- 児童相談所、市役所、その他の関係機関（若者サポートセンター、ハローワーク、障害者就労・生活支援センター、コンパスナビ等）との良好な関係の構築

③ 職員にとって最善の職場環境の追求

- 新型コロナウイルス感染防止策の徹底
- 職員のチームワーク、知識及び技術向上のための研修会・学習会等の実施に注力する
- 職員のバーンアウトを防ぐため、パート職等を活用し年休やリフレッシュ休暇を確保する
- 本園が実践しているセルフチェックシートを9月、2月に実施
- 本園事務長との連携による収支の分析の徹底

④ 法人のサポート体制

- 法人のサポートは、「子ひつじ寮運営委員会」をとおして行う。

令和4年度事業計画

さんあい年間行事予定

行事の種別	期日	実施内容
園内行事 (全体)	4月 5月 6月 7月 8月 12月 1月 3月	入園入学を祝う会 創立記念祭(さんあいまつり)、さんあい同窓会 さんあいレストラン ガーデンパーティー 栄養指導 クリスマス会、さんあい大掃除&さんあいレストラン もちつき・2分の1成人式 卒園卒業を祝う会
グループワーク 活動 (幼児、小学生、中高生)	8月	児童福祉施設親善球技大会(ソフトボール) ヒップホップダンス 月に1回程度 ※プロダンス教師によるレッスン オンライン・ヨガレッスン 月1回程度 ※プロヨガインストラクターによるレッスン 職員の強みを活かした活動を各グループ年2回程度計画する
グループワーク 活動(職員)	不定期	職員同士、お互いを知る機会やコミュニケーションの場として活用。 職員の「メンタルヘルスタスク」が担当する。
カフェさんあい 英語で遊ぼう	不定期	子どもたちに広く世界の様子を知ってもらうために、様々な国の方を 招いてお話していただく。近隣の子どもの参加も可 ジョーンズ宣教師による国際交流。
招待関係 地域行事 深谷西島教会 高校生自立支援 セミナー等 その他、深谷JC行 事招待、Jリーグ サッカー観戦招	4月 5月 8月 10月 11月 12月	教会子ども祝福式(進学、進級のお祈り) 教会花の日礼拝 おかあさんといっしょファミリーコンサート、深谷祭り 軽井沢おもちゃ王国様招待 教会子ども祝福式 教会クリスマス礼拝

令和4年度事業計画

待、キッズニア招待等有	8月～1月	ブリッジフォースマイル様「巣立ちプロジェクト」全6回（高校3年生）
子ども会行事 （小学生対象）	7月 8月 9月 12月 3月	七夕祭り飾り作り 櫛挽夏祭り、ラジオ体操 岡部地区体育祭 クリスマス会 歓送迎会
各部屋行事（特別外出・宿泊行事）	8～2月	各ホームで時期・場所を決める。
部屋外出行事	通年	日帰り小旅行、イベント、映画、ショッピング、食事等

※新型コロナウイルスの影響により中止・延期になる可能性があります。

※部屋外出、特別外出に関しても状況に応じながら規制を設けます。

職員研修

4月	初任者向けバック研修①②、施設内学習会①
5月	初任者向けバック研修③④、施設内学習会②、埼玉研新任研修①
6月	初任者向けバック研修⑤⑥、施設内研修①、中堅職員キャリアパス研修、人事管理者研修
7月	施設内研修②、施設内学習会③、人材育成研修、メンタルヘルス推進者養成研修
8月	人材育成研修、虐待防止研修、福祉現場に必要な法律の基礎知識研修
9月	施設内研修③、キリスト教連盟子育てワークショップ、スーパービジョン研修 感染症専門研修
10月	県児童虐待防止支援研修、深谷市虐待防止講演会、施設内学習会④、関東ブロック職員研修 埼玉研協心理職研修、スーパーバイザー養成研修
11月	施設内研修④、埼玉研新任研修②宿泊、全養施設長会
12月	施設内学習会⑤、施設間派遣研修
1月	全養中堅職員研修、全養FSW研修、子どもの虹児童福祉施設指導者合同研修 埼玉県児童福祉施設指導者研修、話し方・折衝・交渉力向上研修、施設内研修⑤
2月	施設内学習会⑥、子どもの虹心理担当職員合同研修、埼玉研新任研修③施設長県外視察研修
3月	施設内研修⑥、埼玉県児童福祉施設中堅職員研修【二日間】

※施設内学習会①～⑥は1～2年目の職員対象に施設長や先輩職員、各専門職が講師を務め、社会的養護におかれている児童への理解を深める場とする。（※職員研修タスクの方で年間計画を作成する）

令和４年度事業計画

※施設内研修①～⑥は、当施設ＳＶである櫻井奈津子先生による学習会。ロールプレイなど体験型の内容も含む。さんあい全職員対象の他、近隣施設の職員や里親さんへもご案内する。

（※外部講師セミナーについては運営委員及びリーダー等で検討調整する）

※上記内容は事業計画上の予定である。職員に必要な研修があればその都度追加する。

※自己研鑽のため、自らが見つけ出した学びの場に対し「自主研修・資格取得に対する支援規程」に基づき費用の一部を支援する。

※新型コロナウイルスの影響により県社協の研修日程も未定。上記研修月は例年を参考にしたものであり、正式な日程についてはわかり次第職員に周知する。

令和4年度事業計画

各タスクチーム

タスク名	活動内容	リーダー
広報タスクチーム	広報の他に地域交流・貢献や支援者の開拓と管理を更に充実させる。広報誌さんあい新聞の発行、HP／ブログ、さんあい祭り、バザー、子育て相談室、子ども会、カフェさんあい等の運営管理を行う。	松本事務長
食育タスクチーム	従来の子どもの食育の他に、嗜好調査、残食確認、行事食企画、さんあいレストラン、エコの日の推進等を担う。	坂田栄養士
生教育タスクチーム	基本は性（生）教育を中心。その他に子どもの社会での自立・自活を考え、セルフ・サポート・トレなど生きる教育全般を担う。施設内での不適切な関係を把握するために関係性チェックを実施する。	河村主任
メンタルヘルスタスクチーム	職員のメンタルヘルスに関する具体的な取り組みをする。特に引き続き一時予防に注力する。	園長
職員研修・チュータータスクチーム	職員育成、職員研修及びさんあいセミナーの企画運営を担う。1年目職員の相談役となり、面談や食事会などを通して定期的に心身の状況を確認する。	青木統括
危機管理タスクチーム	職員の危機管理意識を高め、防災や事故防止に努める。定期点検の実施やヒヤリハット分析からのさんあいの危機管理状況を確認し、職員へのアドバイスとサポートを行う。	野田里親支援専門相談員
子どもの権利擁護タスクチーム	園内虐待防止、職員間の子どもの権利擁護意識の向上を目指し、必要な研修や活動を行う	平本施設長補佐

令和4年度事業計画

学習支援タスクチーム	学習環境整備、教材確保。中高生のテスト前学習会などを企画実践する。	野口ホームリーダー
アフターケアタスクチーム	退所児童のアフターケアの充実を目標として、児童や支援体制の課題を整理し、施設として可能な支援を実施する。	高柳家庭支援専門相談員
療育タスクチーム	発達障がいに関する学習会の企画や特徴を抱える子どもの療育カンファレンス、トレーニング等を企画し実践する。	加藤主任
アニマルセラピータスクチーム	アニマルクラブの活動調整 動物飼育舎「ぶどうの木」の保守管理、動物飼育の指導とマニュアル等の整備等を行う。	村尾事務
ワクノビタスクチーム	ボランティア活動等を通じて、子どもたちの自己肯定感向上につなげる。想定される主な活動は、講演会や映画会の実施、地域の清掃・除草作業、ボランティア感謝会の企画・実施、地域の老人施設等の訪問、地域に住む外国人との交流会、タイの「豊かな人生の家」の支援と交流、その他関連する活動。アニマルクラブ同様に子どもたちの参加を募る。クラブメンバーは活動の企画から参加する。メンバー以外の子どもたちも、活動の単発参加は可能とする。	園長・平本施設長補佐

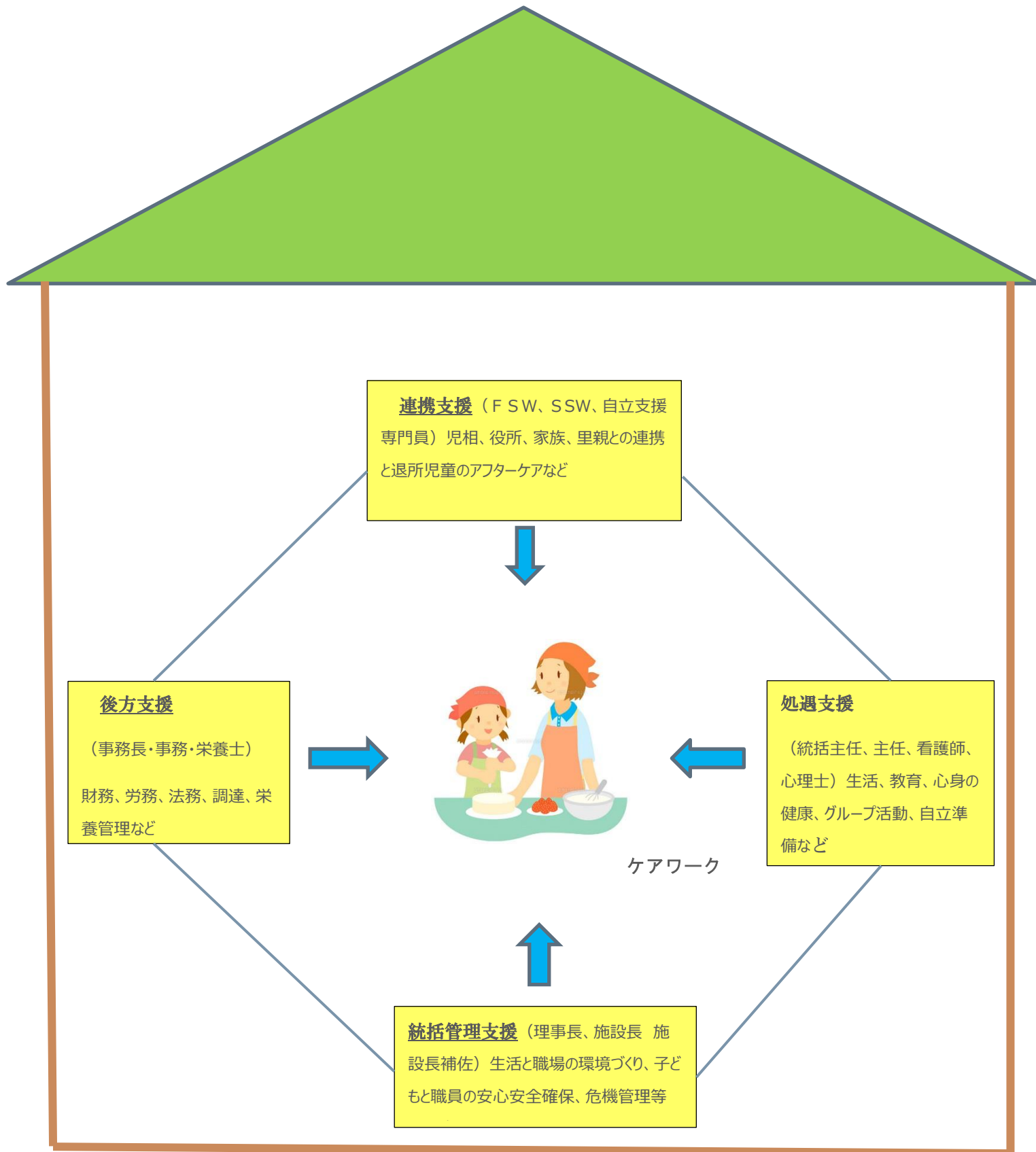
さんあい職員の役割と責任

役職	主な役割	主な責任
理事長	理念の形成・管理、法人全体の運営管理、法人職員の任免、施設長の育成監督	法人全体の法的責任を担う ＊理事長は無報酬
施設長(運営委員)	理念に基づく施設全体業務の運営管理 施設職員の育成監督	施設全体の法的責任を理事長と共に担う
施設長補佐(運営委員)	施設長の業務全般を補佐し、特に委嘱された業務を担う	施設長と共に委嘱された業務の責任を担う
統括主任(運営委員)	施設長を補佐し直接処遇業務全体の運営管理 主任の育成監督	施設長と共に施設全体の直接処遇業務の責任を担う
ブロック主任(拡大運営員)	統括主任を補佐しブロック全体の直接処遇業務の運営管理 ブロック内職員の育成監督	統括主任と共にブロック全体の直接処遇業務の責任を担う
ホームリーダー	ケアワークの他にユニット業務の調整、主任と共にユニット職員の育成監督	ホーム業務全般の責任を担う
先輩ケアワーカー	ケアワークと共に後輩職員への助言	担当業務の責任を担う
新任ケアワーカー	ケアワーク(積極的に学びながら業務を遂行)	担当業務の責任を担う
看護師	医療分野でのケアワーカーのサポート及びケアワーク補助	各ホームと共に服薬管理、医療的提言の責任を担う。
心理士	主任を補佐し、児童の心理療法を実施し、ケアワーカーに助言を行う	心理治療業務の責任を担う
家庭支援専門相談員(運営委員)	施設長を補佐し児童相談所や役所、児童の家族との連携業務を担う	施設長と共に児童相談所や役所等の公的機関との連携の責任を担う

令和4年度事業計画

里親支援専門相談員 (拡大運営員)	法人全体の里親委託の推進を担うと共に園舎の保守管理や防犯関連の担当者	里親支援業務の他に施設修繕及び防災防犯関連の責任を担う
自立支援専門員	児童の自立に向けた支援及び退所児童のアフタケアワークを担当	施設長、アフターケアタクスと共にアフタケアワークの責任を担う
事務長(運営委員)	理事長及び施設長を補佐し法人財務及び施設財務の管理、法人労務管理、法務管理を行う	理事長・施設長と共に財務・労務・法務関連の公文書作成の責任を担う
事務	事務長を補佐し、関連業務の補佐を行う	担当業務の責任を担う
栄養士	事務長及びケアワーカーと連携し、食事の献立を作成し、必要な食材の調達と配達を行う	施設の衛生管理及び児童の食育の責任を担う

*運営委員は懲罰委員を兼ねる。



令和4年度事業計画

各種会議

1. 定期的に行われる会議

● 法人運営会議(基本水曜日)

理事長、施設長、施設長補佐、事務長で構成され、「子ひつじ寮」を含む法人全体の財務、法務、人事等の運営管理や評議会や理事会の運営管理に関する協議を行う。

● 運営会議(基本水曜日)

施設長、施設長補佐、事務長、統括主任、FSWで構成され、子どもの処遇やそれに伴う職員体制等の重要事項や課題等の協議を行う。また、年間事業計画や中期計画策定とその実施状況の管理も行う。

● リーダー会議(隔週水曜日)

施設長、事務長、統括主任、主任、一時保護所リーダー、専門職で構成され、児童の処遇に関わる情報共有及び検討事項の協議を行う。

● ブロック会議(毎水曜日)

各ブロックメンバーで構成され、必要に応じて施設長、施設長補佐、統括主任、専門職が参加する。ブロック内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。また、心理的なケアや心理士や医療機関との連携が必要と思われる児童に対して「療育ケースカンファレンス」の時を持つ。その際は、療育タスクメンバーの他に統括主任、FSWの参加は必須とし、会議議事録を簡潔に記録する。

● ホーム会議(毎水曜日)

ホーム職員で構成され、ユニット内児童の処遇に関する情報共有や検討事項の協議を行う。

● タスクチーム会議(月1回～2回基本水曜日)

タスクチームメンバーで構成され、タスクの課題や活動計画を協議する。

● 職員会議(第一水曜日)

各月の第1水曜日に全職員参加で行われる。法人理念や養育目標の確認、重要事項の伝達の場合。

● 子ひつじ寮運営会議(月1回)

自立援助ホーム三愛子ひつじ寮の運営全般と方針等の協議を行う。メンバーはホーム長、事務長、施設長補佐。

2. 不定期に行われる会議

● 懲罰委員会

①メンバーは運営委員

②入所児童の安心安全をまもり、児童の自立に必要なと思われる行動制限を子どもの権利擁護の視点で協議し決定する。

● 行事担当者会議

いちよう会、さんあい祭、クリスマス会等の当年度担当者が打ち合わせをする。

● 拡大運営委員会(危機管理委員会を兼ねる)

①メンバーは、運営委員及、主任、危機管理タスクリーダー。

①危機管理事案発生時にLINE及び会議で情報共有や対応協議を行う。

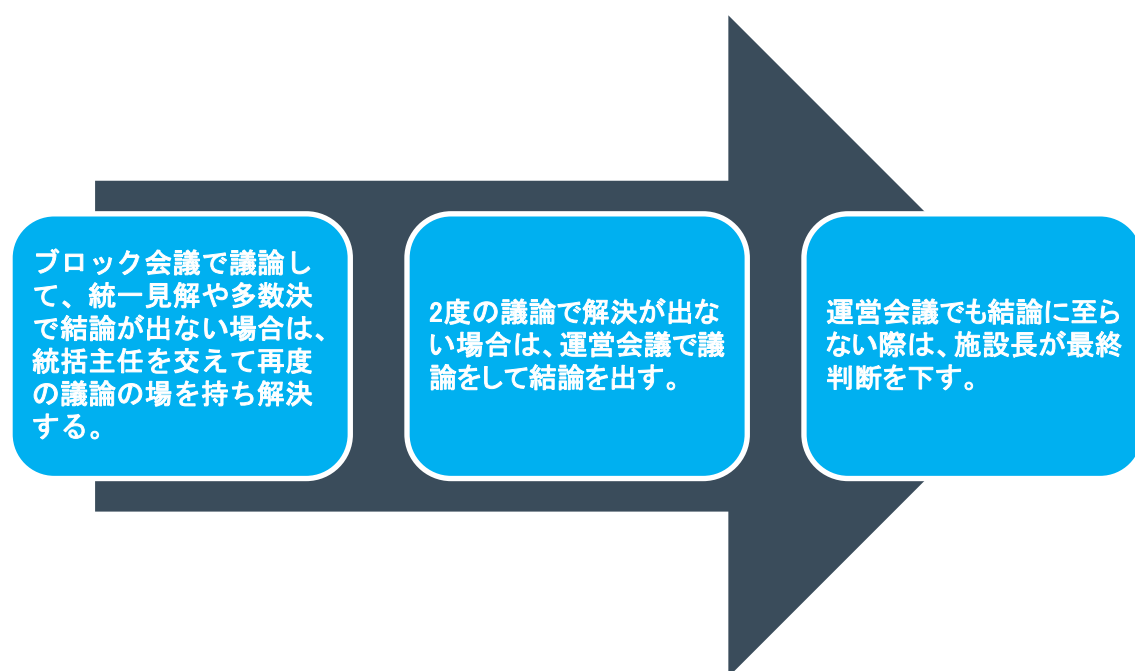
②新しい養育ビジョン関連の情報の共有と対応を協議する。

③その他の事項で施設長が必要と認めた際に、LINE及び会議で情報共有や対応協議を行う。

さんあい課題解決プロセス

適応範囲

さんあいでは、ブロックというチームで児童の養育を担っているので、処遇に関わる課題解決のプロセスには、充分に意見を出しあって関係職員全員が納得できる結論を出すことが望ましい。ただ、課題によっては対応の期限が定められていて、緊急に結論を出さなくてはならない場合もある。以下に示すプロセスは、児童の処遇に関してする課題の解決に適用される。(但し、危機管理対応の課題はこのプロセスの範囲ではない。)



このプロセスを進める上での職員の心構え

- ① 一人一人が自分の意見をはっきりと明確に表明する。(沈黙は議論の妨げ)
- ② 多様な意見を真摯に受け止める。
- ③ 会議の場の感情は、会議の後には持ち越さない。不満や愚痴等を他者に漏らさない。
- ④ 司会者は、会議終了時間をあらかじめ設定し共有し、スムーズな司会進行を心がける。時間以内に終わらない場合、緊急事項以外は次回の会議に持ち越す。参加者は司会者を助けて議論を進める。司会者は事前に議題を準備し議論に必要と思われる資料を用意する。(原則的にお茶やお菓子の準備は不要)
- ⑤ 自分とは違う考えが結論になっても、チーム全体、施設全体の結論として遵守する。

令和4年度事業計画

子ども会議

会議名	目的	時期・場所	担当・その他
春の全子ども会議	新年度の園の方針や計画、ルール変更等の説明を行い質疑応答の時を持つ	入園・入学を祝う会の前か後の20分程度	● 園長 ● 会議の内容は、会議報告としてシステムに記録
夏の全子ども会議	夏休みに向けた注意事項や課題等の説明を行い質疑応答の時を持つ	ガーデン・パーティーの日、第3者委員による権利擁護の説明の後20分程度	同上
冬の全子ども会議	冬休みに向けた注意事項や課題等の説明を行い質疑応答の時を持つ	年末大掃除又は第3者委員による権利擁護の説明の後20分程度	同上
特別こども会議	重大な事故や問題等があった際	運営委員会で決める。	同上
中高生会議	生活事項のルール等で子どもの意見表明の場を持ち、その後のフォローアップを行う GWや行事の希望を聞く	原則各学期中に1回、その他に必要に応じて開催、時間は各30分～1時間程度	● 統括 ● 会議の内容は、会議報告としてシステムに記録 ● 児童の中から会長を選出
小学生会議	生活事項のルール等で子どもの意見表明の場を持ち、その後のフォローアップを行う GWや行事の希望を聞く	原則各学期中に1回、その他に必要に応じて開催、時間は各30分程度	● 主任 ● 会議の内容は、会議報告としてシステムに記録 ● 児童の中から会長を選出
部屋会議	各ユニットの生活上の約束事の確認、さんあい祭や外出計画等、その時期に必要な話し合いを通して子どもからの意見を聞く	● 各月1以上は行う。1回20分～30分程度、その他必要に応じて開催 ● 4月は、各ユニットの年間目標を設定し、子どもに説明し意見を聞く場を持つ ● (令和2年度の各部屋共通目標は、 1. 職員や子ども同士の暴力暴言を無くす。 2. おはよう、お帰り、ありがとう、ごめんなさい等の言葉を掛け合って楽しい生活にする。 ● その他は、各ユニットの状況に合わせ、職員と子どもで設定する	● 原則リーダー（4月の会議及び重要事項の説明の際は、主任又は統括が陪席をする。） ● 会議の記録は、部屋会議記録はシステムに入力する。 ● 部屋会議の開催方法（形骸化を避けるために、司会者、開催日、内容、進行等の詳細をブロック会議で決めて標準化しておく。）

里親推進活動(里親支援専門相談員)

子育てサロン「夏みかん」実施予定

目的:里親とさんあい児童との交流を深め、さんあい「ふれあい家族」の登録者を増やす関係づくりの場とする。また、未委託里親さんの子どもとの関わり方のスキル向上のための場の提供。

*さんあい「ふれあい家族」:施設で生活している子どもが、学校がお休みの時期に、里親登録されているご家庭でホームステイ(数日間の宿泊)をさせていただくさんあい独自の事業です。

(会場：やまき園)

実施日	時間	内容	持ち物	参加費
4月	午前11時～ 午後3時	収穫体験：(シイタケ狩り) 下りハイキング 木工、クラフト	お弁当・水筒 着替え 筆記用具	200円(場所代) *収穫体験
6月	午前11時～ 午後3時	沢遊び 木工・クラフト レトルトカレー フルーチェ	レトルトカレー 水筒、着替え 水着、筆記用具	200円(場所代)
8月	午前11時～ 午後3時	お泊り会 草木染	水筒、着替え 水着、筆記用具	調整中
11月	午前11時～ 午後3時	収穫体験：(みかん狩り) 木工・クラフト ホットケーキづくり	お弁当・水筒 着替え 筆記用具	200円(場所代) *収穫体験
1月	午前11時～ 午後3時	収穫体験：(みかん狩り) 木工、クラフト おもちゃつき、100%みかんジュース	お弁当・水筒 着替え 筆記用具	200円(場所代) *収穫体験
3月	午前11時～ 午後3時	木工・クラフト うどん打ち(粉を袋で混ぜて足で踏む) 収穫体験：(ふきのとう)	お弁当・水筒 着替え 筆記用具	200円(場所代) *収穫体験

*収穫体験は別料金です。

※新型コロナウイルスの影響により中止・延期になる可能性があります。

新型コロナ関連危機対応マニュアル【2022年3月8日付け】

三愛学園理事長 高瀬一使徒

対応方針 ⇒職員は子どものために、組織は職員のために

- すべての職員が子どもの安心・安全のために一丸となって対応する。
- 職員の感染やその家族の感染を防ぎ、重篤化防止（年齢や基礎疾患有無）へも最大限の配慮を行う。
- 通常の職責や勤務時間を変更した勤務がある。
- 週休2日は健康上極力維持するが、状況によって超過勤務命令や有給休暇取得に制限を設ける場合がある。

A. 児童が体調不良になった場合

- ① 発熱、のどの痛み、咳等の体調不良が認められる児童は登校を自粛し発熱外来で診察を受ける手配をする。
- ② 医師の判断でPCR検査又は抗原検査を受ける。
- ③ 陽性の場合は主任又は統括に報告し、医療機関や保健所の指示に従う。
- ④ 主任又は統括は一斉メールで全職員に状況を共有。施設長が危機管理委員会を招集し情報共有と討議を行う。
- ⑤ 施設長は、こども安全課に第一報をする。FSWは児相に報告し、児童の施設外療養を要請する。
- ⑥ ⑤を進めると同時に⑦以下を進める。
- ⑦ 直ちに実習は中止し実習生は帰宅させ学校の指示に従う。
- ⑧ 陽性児は実習生室の1室に隔離しケアを行う。陽性者が複数の場合は自室で療養するケースもある。ケアワークは原則陽性児童のホーム職員が担当となる。主任は新たに宿直を含めた勤務シフトを作って対応する。防護策としてゴム手袋、ゴーグル、防護服を用いてケアワークを行い、なるべく児童との直接接触は避ける。防護用品は使い捨てで、袋に入れて廃棄する。
- ⑨ 陽性者が出たホームの児童及び関わった職員は濃厚接触となるので直ちにPCR検査又は抗原検査を受ける。結果が出るまでは通常勤務するが自宅に同居者がある場合は接触を避ける生活を徹底するか施設内で生活する。
- ⑩ 濃厚接触者が陽性の場合は、職員は保健所の指示に従い療養する。
* 医療機関又は行政からの指示があれば、それに従う。
- ⑪ 同じブロックの児童も抗原検査を受け、陽性であれば⑧と同じように対応する。陰性の場合は他ホーム児の接触を避ける。宿直時も職員室を開放しない。宿直は必要に応じて人数を増やす。防護策としてゴム手袋、ゴーグル、体を覆うビニール袋を用いてケアワークを行うが、なるべく児童との直接接触は避ける。またできる限り児童間の距離を取って生活する。
- ⑫ ⑪の対応をしながら施設長は、施設外療養を関係機関に要請する。
- ⑬ 事務所棟の1部屋を陽性者のケアワークをしている職員のみ使用する。

* 医療機関又は行政からの指示があれば、それに従う。

- ⑭ その他のホームは、事務所職員がサポートに入ってケアワークを継続する。また、必要に応じて互助ネットのサポートを得る。
- ⑮ 職員同士や他者との密な接触を極力避けた勤務と生活をする。
- ⑯ 多数の陽性が確認されれば、保健所の指示に従う。その際に施設長はこども安全課に報告、指示を仰ぐ。また、FSWは各児相にも報告する。

B. 職員が体調不良になった場合

- ① 発熱、のどの痛み、咳等の体調不良が認められる場合は早急に上司に連絡し指示を仰ぐと共に発熱外来で受診しPCR検査を受ける。
- ② 陽性の場合は保健所の指示に従い自宅療養する。陰性の場合は、施設長の判断で職場復帰日を定める。
- ③ 陽性の場合で児童や職員の中で濃厚接触者の可能性のあるものはPCR検査又は抗原検査を受け、陽性であれば前

令和4年度事業計画

述⑧以下と同じように対応する。

* 医療機関又は行政からの指示があれば、それに従う。

C. 児童が濃厚接触者になった場合（クラスメイト等の接触により）

- ① PCR検査で結果が出るまで陽性者と同様に隔離する。⇒陽性であればそのまま隔離か療養施設へ、陰性であれば通常の生活に戻るが、登校は学校の指示に従う。
- ② 陽性の場合同じホームの児童と職員はPCR検査を受ける。陽性であれば隔離か療養施設へ、職員は自宅療養へ。
- ③ 保健所の指示に従いPCR検査又は抗原検査を受け陰性を確認して登校又は職場復帰する。

D. 職員が濃厚接触又は疑いがある場合（同居者や接触のある職場外の友人等が陽性になった場合）

- ① 職場に連絡し施設長の判断で自宅待機対応をとり、発熱外来に受診PCR検査を受ける。陽性の場合保健所の指示に従い自宅療養する。陰性の場合、施設長の判断で職場復帰日を定める。
- ② 陽性の場合で児童や職員の中で濃厚接触者の可能性のあるものはPCR検査又は抗原検査を受け、陽性であれば前述⑧以下と同じように対応する。

D. その他対応する事項

- ① 状況に応じて部屋対応、食事の一部厨房調理、インスタント食品やレトルト食品を利用するメニューに切り替える等。
- ② 子ども同士の接触をさけるために、ホームごとに時間を分けて交流ホール、中庭やグラウンドを使用する。
- ③ 時間を決めてホームごとに散歩する。
- ④ 動物の世話は、事務所職員で行う。
- ⑤ 子どもたちが出入りできる場（グリーンゾーン）は、生活するホームとその庭のみ
- ⑥ 制限を設けて使用できる場（イエローゾーン）は交流ホール、中庭、グラウンド
- ⑦ レッドゾーン、感染児童がいるホーム周辺、交流ホールを除く事務所棟
- ⑧ 危機管理委員会メンバーは、毎日1回打ち合わせの時を持つ（グループラインを用いる）
- ⑨ オリーブの児童が感染した場合の同じ対応をする。新規入所の場合は原則PCR検査又は抗原検査で陰性を確認してから受け入れる。

E. 付随する事項

- ① 危機管理委員会のメンバーは運営委員、主任、SSWの8名。その他必要に応じて関係職員も加わる。
- ② 上記マニュアル対応が状況により機能しない場合は或いは危機管理委員会の決定が優先される。またマニュアルになり詳細事項は危機管理委員会が決める。
- ③ 隔離室での過ごし方は別マニュアルを参照。
- ④ 濃厚接触者ユニットでの過ごし方はマニユアを参照。
- ⑤ 隔離室の準備（児童の部屋、宿直部屋、トイレの区分け、テープによるレッドゾーン、イエローゾーン、グリーンゾーンの区分け）。
- ⑥ 防護用品等は書庫にストックし、随時補充する。

警察への通報マニュアル

基本原則：警察への通報責任は、施設長が負う。

I 身体の安全を脅かす事態で一刻を争う緊急性の高いケース

【例】

- 手当の必要な怪我人がいる。
- 凶器や刃物などで大きな怪我の可能性がある。
- 喧嘩等で児童の興奮状態が20分以上続いて収まる様子がなく、他児が怯えている。
- 恫喝、脅迫、セクハラ等の職員や児童が恐怖を感じる電話やメールを受けたとき。
- 身元不明、対応困難な侵入者を発見したとき。（即セコムへ通報）

1. 児童の安全を守ることを最優先にし、他の職員の助けを呼び児童の退避を行う。施設長の判断で通報する。
2. 施設長が不在の時は、その場にいる運営委員の判断で通報する。その場合は、まず施設長に電話で報告し、落ち着いた後にメールで全職員に報告する。
3. 施設長・運営委員が不在の時は、その場のいる役職最上位者が判断して通報する。その場合は、まず施設長に電話で報告し、落ち着いた後にメールで全職員に報告する。
4. 夜間又は宿直時は3のケースに該当することが多いが、現場にリーダー以上の役職者が居ない時は、その場の職員の判断で通報する。その場合は、まず施設長に電話で報告し、落ち着いた後にメールで全職員に報告する。

II 盗難、性的事故等、聞き取りする時間や相談が必要なケース

1. 施設長の判断で通報する。
2. 2日間以上施設長と電話やメールで連絡が取れない時で、且つ運営委員が緊急性の高いケースと判断した場合は運営委員の判断で通報する。その場合、運営委員は施設長に報告し、落ち着いた後に全職員にメールで報告する。

III 門限や予定していた帰園予定時間を過ぎても帰らないケース

A. 高校生児童の搜索願いに関して

1. 電話連絡を試みる。
2. 必要に応じて施設周辺に居ないか確認する。
3. 理由不明・所在不明で門限・予定帰園時間を1時間以上過ぎた場合は、警察へ通報する方向で施設長が判断する。特に23時以降に理由不明・所在不明の状態であれば原則通報する。
4. 施設長と連絡が取れない時は、運営委員が判断する。搜索願をした場合、施設長宛で全職員にメールで報告する。
5. 運営委員と連絡が取れない時は、その場にいる役職最上位者が判断する。搜索願をした場合は、施設長宛で全職員にメールで報告する。

B. その他の児童の搜索願いに関して

1. 職員や保護者という場合は、電話連絡を試みる。
2. 必要に応じて施設周辺に居ないか確認する。
3. 理由不明・所在不明で門限・予定帰園時間を1時間以上過ぎた場合は、警察へ通報する方向で施設長が判断する。
4. 以下、高校生児童と同じ手順

令和4年度事業計画

＊）警察に通報した際は、施設長は理事長に報告し、理事長は必要に応じて理事・評議員に報告する。

メール及びグループライン連絡マニュアル

原則

- ① 対応した職員はメールやラインの転送以外、誰がメールを発信すべきか上司の指示を得る。
- ② 宛名を入れてから本文を書く。
- ③ メール文の最後に自分の名前を入れる。
- ④ 書いた後に文を読み返してから送信する。

事例	発信者 (From)	報告宛名 (To)	報告共有者 (CC)
駐車場の使用等の全職員への業務連絡	担当者	全職員 (さんあい職員の皆様へ)	なし
不審者情報や学級閉鎖等、警察や学校からのメールの転送	メールを見た職員	全職員 (さんあい職員の皆様へ)	なし
個別児童に関するメールの転送	メールを見た職員	ホームリーダー (〇〇リーダーへ)	チームメンバー
児童、職員及び家族の突発的な病気や事故の報告。その他様々な理由で学校や勤務に変更が必要な場合	対応した職員又は上司。	ホームリーダー及ブロック主任 (〇〇リーダー、〇〇主任へ)	全職員
上記のケースで入院等の重篤なケース	対応した職員又は上司	施設長及び運営委員 (園長、運営委員の皆様)	全職員
園長不在時の児童入退所決定の連絡	FSW、統括主任、主任、ホームリーダー	施設長 (園長へ)	全職員
自然災害、犯罪等で児童や職員、又は園舎が被害にあった場合	対応した職員又は上司	施設長及び運営委員 (園長、運営委員の皆様)	全職員
施設長不在時の施設内虐待、犯罪(加害ケース)等、今後聞き取りが必要な場合 基本は施設長へ電話連絡、不通時のみメール	対応した職員又は上司	施設長及び運営委員 (園長、運営委員の皆様)	なし

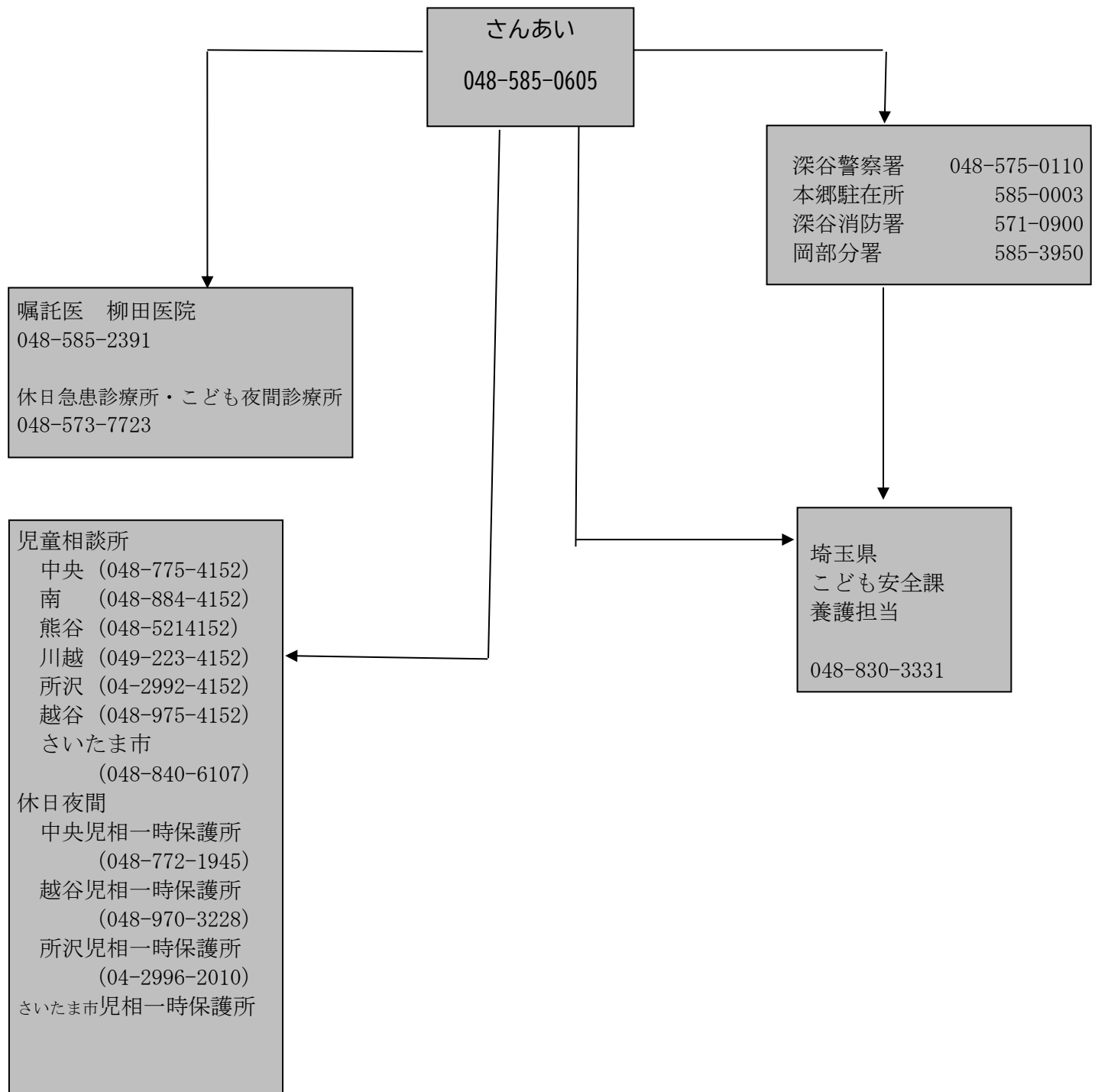
行政への事故報告基準

別紙1

事故等の報告例

報告を要する 事件・事故	報 告 例	報 告 先
○児童の権利侵害 に関わる事件・ 事故	- 施設長が児童に対し、体罰、暴言、性的行為等の心身に有害な影響を与える行為（以下「有害行為」という。）を行った場合 - 職員が児童に対し有害行為を行った場合 - 児童が性的被害を受けた、あるいは与えた場合	こども安全課 児童相談所
○児童の生命・心 身に重大な影響 を及ぼす事件・ 事故（権利侵害 を含む）	- 児童が死亡した場合 - 児童が負傷した、あるいは負傷させた場合 - 児童が交通事故にあった場合 - 児童が感染症に罹患した場合	こども安全課 児童相談所
○県民の心身・財 産等に重大な被 害を与える事故	- 児童が施設外の者に対し暴力を振るうなどにより心身に被害を与えた場合 - 児童が施設外の者の財産を侵害（窃盗、破壊）した場合	児童相談所
○施設設備等に重 大な被害を及ぼ す事件・事故	台風・地震・火災等により施設設備に被害が生じた場合	こども安全課 児童相談所
○その他報告が必 要と認められる 事件・事故	個人情報漏洩した場合	こども安全課 児童相談所
	児童が無断外出した場合	児童相談所
	その他、施設長が報告が必要と判断したもの	

児童の事故発生時の連絡体制



社会福祉法人三愛学園中期事業計画（7か年計画）

（2020年度～2026年度）

中期のテーマ（大目標）

「さらに多くの子どもたちを支援するために、事業の質を向上させ、その規模を拡大してゆく。」

テーマに沿った事業計画の6つの基本姿勢

1. 法人として社会に対する役割と貢献を意識する。
2. 創設の理念（三愛主義）と養育目標（思いやりのある子）を重要視する。
3. 自然環境、園舎、職員確保、情報共有、情報発信等 法人の強みを生かす。
4. 働き方改革等の労働環境の変化や労働者意識の変化に対応していく。
5. 持続可能な計画とするために次世代のリーダーの育成と移行を推進する。
6. 入所児童や入所期間の変化、地域分散、高機能化や多機能化等「新しい養育ビジョン」の方向性を意識する。

計画の4のエリアと取り組み項目

1. 子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求
2. 職員にとって最善の職場環境の追求
3. 地域貢献と国内・世界の社会的養護の必要な子どもたちへの貢献
4. さらに多くの子どもたちへ貢献する法人基盤の強化

1. 「子どもたち一人ひとりの最善の利益の追求」のための取り組み

- ① 挨拶、ありがとう、ごめんなさいを言い合う文化醸成の強化（思いやりのある子どもの第一歩として） 統
- 括主任
- ② 子どもたちの心の安定や個別ケアの充実（1ホーム職員4名体制の実現） 園長
- ③ 「子どもたちが愛されている/大切にされている」と思えるケアワークの実践
⇒2019年度1泊研修のフォローアップ 主任
- ④ 子どもの権利擁護の促進（子ども会議等で意見表明の機会拡充、既存ルールの見直し、部屋会議の標準化、一時保護児童への学習や外出、ネット利用等の取り組み）
権利擁護タスクチームリーダー
- ⑤ 地域小規模の再開による家庭的養護の促進（6：5体制の実現） 園長
- ⑥ 高機能化の促進（4：4の治療的ケア体制、クールダウン室の設置、看護師配置の検討や医療機関と連携強化） 園長
- ⑦ 特技や学力向上のための取り組み強化（塾、家庭教師、ボランティアの活用の充実）
学習タスクチームリーダー

令和4年度事業計画

- ⑧ 高校中退してしまった子どもへの対応強化（働く場、自立援助ホーム、通信制高校や定時制高校等への道筋確保） **FSW**
- ⑨ 子どもたちの個別ケースに応じた自立支援の推進（自活訓練の拡充、園内アルバイトの検討）
FSW
- ⑩ 退所児童の定期的なフォローアップのプログラム化、困難を抱えている卒園生への介入強化
FSW
- ⑪ 自立支援やアフターケア充実のため、障害福祉分野、NPO、企業等の社会的資源との連携強化
園長
- ⑫ 児童相談所、里親、ファミリーホーム、フォostリング機関等との連携強化による里親委託の促進 **SSW**
- ⑬ 法人内の第一種事業と第二種事業の情報共有や連携強化による相互支援の実現

2. 「職員にとって最善の職場環境の追求」の取り組み

- ① 職員確保と定着の強化（特定養成校との連携強化、実習生のケアと3年目までの職員及びリーダーのケアの充実、中途採用の強化、HPやSNS等からの発信強化、就業規則・手当等の見直し、メンタルヘルスチェックの導入等）
統括
- ② やりがいを感じる職場づくり（励まし合う文化の醸成、成長が実感できる研修の充実）
統括
- ③ 働き方やキャリアパス多様化への取り組み（新規事業による働き方の多様化、資格取得の奨励）
園長
- ④ 本園1ホーム4人体制の実現 **園長**
- ⑤ 園内外の研修機会の拡充と先駆的な取り組みをしている他施設への視察、派遣研修等の拡充
園長
- ⑥ 職員の休憩スペース設置の検討 **事務長**
- ⑦ 年休取得率の向上（長期休暇の奨励等） **事務長**
- ⑧ 永年勤続職員への表彰・慰労のプログラム化 **事務長**

3. 「地域貢献と国内・世界の社会的養護の必要な子どもたちへの貢献」の取り組み

- ① 行き場のない社会的養護の必要な児童のために本園定員増や一時保護所増設の検討、ショートステイ事業の強化
園長
- ② 多機能化の促進（児童家庭支援センター、児童発達支援事業所・放課後等デイ・サービスの開設検討）
園長
- ③ 自立援助ホームの開設と運営による貢献 **ホーム長**
- ④ 地域の里親や発達障害児を抱える家庭に対する研修や相談の充実 **SSW**
- ⑤ 地域の支援者をお招きする定期イベントの開催 **SSW**
- ⑥ 国内の被災地等への義援金支援の継続 **園長**
- ⑦ タイの児童養護施設支援と交流の継続と研修生の受け入れ **園長**
- ⑧ その他の地域・社会貢献事業の調査と実施可能な活動の検討 **園長**

4. 「さらに多くの子どもたちに貢献する法人基盤の強化」の取り組み **事務ブロック**

- ① 人財確保の更なる強化（中途採用、パート採用、インターン採用、ボランティア活用の強化）
- ② 事業拡大と多機能化（既存事業の拡大及び障害福祉分野への事業展開）による社会貢献と財政基盤の強化
- ③ 民間及び公的助成金・補助金等の積極的な申請・活用による支出の抑制
- ④ ITやネットワークを活用した一般寄付金の拡大
- ⑤ さらなる財政規模強化のために収益事業分野の検討
- ⑥ 法人理念と事業継承のための次世代リーダーたちの発掘・育成とリーダーシップの移行

令和4年度事業計画

- ⑦ 理事・評議員への情報共有と連携強化
- ⑧ 50周年記念事業（2026年）の企画と実施

計画実行方法

1. 各取り組み項目のゴールオーナー

*** ゴールオーナーとは ⇒ 目標達成のため核となって他の職員のサポートを得ながら進める人又はグループ**

- ① 事業計画全体のゴールオーナーは理事長・施設長 ⇒ 理事会・評議会に報告
- ② 各項目のゴールオーナーを定めて進める。⇒ 理事長・施設長に報告

2. 実施方法

- ① 2026年度の最終年度を見据えながら、本チームで各年度に重点取組項目をあげて進める。
- ② 進捗状況や課題等は、チーム会議やリーダー会議等で共有してゆく。
- ③ 2023年度に中間評価、2026年度に最終評価を行い、次の7か年計画を策定する。
- ④ 本計画や年間事業計画は理事会及び評議会の承認を得る。

令和4年度事業計画

子どもたちが神様に守られて豊かな年
になりますように！



社会福祉法人三愛学園

369-0212 埼玉県深谷市櫛挽15-2

電話 048-585-0605

Fax 048-585-0562

[Web サイト] <https://san-ai-jidouyougo.org/>

